

事件番号 平成18年（ワ）第8280号 霊璽簿からの氏名抹消等請求事件
次回期日 2007年（平成19年）4月10日 午前11時00分
原告 菅原龍憲 外8名
被告 靖國神社 外1名

原告第9準備書面

（原告西山俊彦が父の合祀によって被っている精神的苦痛）

2007年4月1日

大阪地方裁判所 第24民事部 合議1係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 井上二郎（代表）

弁護士 加島宏（事務局）

外8名

（記名捺印欄 別紙）

記

以下の記述は、文中で援用した甲D号証の外、甲D38号証・陳述書に基づくものである。

1 父西山忠一の靖國神社合祀を原告が知った時期、経過

原告西山俊彦（以下、原告という）の場合は、父・亡西山^{ちゅういち}忠一（以下、父という）が被告靖國神社に合祀されている。

父が生前に被告靖國神社と何らかの関係をもったことはなく、また原告もその母^{まり}鞠（以下、母という）も兄弟姉妹も、一人たりとも同神社と関係を持った者はいない。にもかかわらず、被告靖國神社は原告の父を「祭神」として祀っている。父を祀るに際して、原告ら遺族が被告靖國神社から了承を求められたこともなければ、承諾したこともなく、事前にも事後にも何らかの通知を受けたことも一切ない。

原告が、父の合祀の事実を知ったのは、2005（平成17）年1月18日に、原告からの照会に対する靖國神社の回答書を受け取ったことによる（甲D1の1，2）。それまで30年近く、原告も兄弟も、遺族は誰も父の合祀を全く知らなかった。それは正に青天の霹靂であった。原告の母は、亡夫が合祀されている事実を知ることなく2003（平成15）年4月に他界した。原告はそれをこの上なく痛ましく感じている。

以下では、父がどのような人物であり、どのように死を遂げたか、父も原告も被告靖國神社とは何らの関わりもないこと、原告ら遺族が父の死後どのような生活を余儀なくされたか、原告が父をいかに敬愛し追慕しているか、そのために父が被告靖國神社に祭神として祀られていることでどれほど大きな苦痛を感じているかについて述べる。

2 父の生涯

原告の父は、1905（明治38）年9月5日、原告の祖父忠太と祖母^{おきよ}興世の長男（独り子）として長野県で生まれた（甲D13・除籍謄本）。その後、本籍地である高知市に移り住み、同地の中学、高校を出た後、京都帝国大学土木工学科に進み、1929（昭和4）年に卒業と同時に内務省に入省した。入省後は、最上川改修、酒田港修築等に従事することになり（甲D15・内務省履歴用紙）、約6年間北陸方面で暮らした。

父は母佐藤^{まり}鞠と、1931（昭和6）年11月3日、日本基督教会高岡教会で挙式し、翌年2月6日に入籍した（前掲甲D13）。挙式前に洗礼を受け、キリスト教（プロテスタント）に入信した。

父は、その後木曾川上流改修工事等に携わり、1942（昭和17）年1月からは、横須賀海軍建築部付兼務の河和工事事務所長に任命され、名古屋防衛のための海軍飛行場の急造に従事した（前掲甲D15の4枚目）。

その厳しい任務についていた最中に過労と肺結核のために倒れ、半年余りの療養も空しく、1943（昭和18）年4月30日、愛知県知多郡河和町の自宅で死亡した（甲D15の4～6枚目、甲D17の2・申立書1枚目）。享年37歳、母33歳、兄10歳、原告8歳、長妹5歳、次妹2歳の時であった。

父の最期の言葉は、「神様のお役に立つように。」だった。その言葉が原告の心に残り、その人生を左右した。

3 原告にとってのキリスト教信仰

原告の父も母もキリスト教信仰を得た夫婦であった。その両親の影響を受け、原告も生後間もなく洗礼を受け、兄弟姉妹も同様に洗礼を受けた。河和に住んでいたころは、日曜日ごとに家族で名古屋の教会へ通った。父の病状が重篤になった頃からは、その協会の牧師自らが河和まで通ってくれるほどで、父の葬

儀を司式してくれたのもその牧師であった。

父の争議の2日後，原告ら母子は寄るすべもなく，河和からほど遠い大阪府北河内郡友呂岐村（現在の寝屋川市）の父方の祖父母宅に身を寄せた。しかし，母が賛美歌をよく歌っていることなどが，独り息子を亡くした祖父母の気に触ったらしく，厳しい扱いを受け，目の前にあるカトリック教会へ行くことさえ許されなかった。

間もなく祖父から，原告の母が独り子を殺したなどという理由で離籍の裁判を起され，母は家族を守るために，父の亡くなった年の12月に姻族関係を解消し，佐藤姓に復氏して（甲D13の2枚目末尾，鞠の欄）原告ら兄弟を連れて祖父母の家を出た。

それ以後の一家の生活は，裁判の結果による祖父からの送金や，母の兄弟からの仕送り，そして何よりも近くのカトリック教会関係者の支援があって辛うじて維持された（甲D17の2の2枚目）。1947（昭和22）年4月，一家は揃ってカトリックへ改宗した。以後，カトリックは原告ら家族にとって生きる支えとなった。

その間には，父の存命中は職に就くことを知らなかった母が町工場で働いたり，原告の兄が中学校を中退して働きに出たりなどして家計を助けた。原告は，兄が弟と妹のことを思って大学に進学しなかったことを大変心残りに思っている。

年金も福祉もない戦中戦後の動乱期に，母親と幼い子どもだけの一家が生き抜くにあたって味わった辛苦は，並大抵のものではなかった。一家がそのような辛苦の半生を強いられたのは，大黒柱であった父が過労のために若くして病に倒れたことにある。その父の過労も病死も戦争が原因であるし，その後の生活の困窮は，働き手を失ったことに加え，戦争による物資欠乏が輪を掛けていた。

4 カトリックの司祭となり、平和を創るために活動

原告は1935（昭和10）年1月2日生まれ、現在72歳である。小学校時代から原告は、父の遺した「神様のお役に立つように。」という言葉や、一家を支えてくれたカトリック教会の神父¹の感化により、司祭になる気持ちを強めていった。明星学園高校を卒業後、司祭²になることを目指して上智大学に入学、その3年生を終えた1955（昭和30）年、20歳の時にイタリアローマのプロパガンダ神学院・ウルバノ大学へ留学し、神学と哲学を学んで、1961（昭和36）年、26歳で司祭に任命された。

さらにその後、渡米してセントルイス大学の大学院で社会学博士課程を修了し、1965（昭和40）年に帰国、兵庫県尼崎市の英知大学で社会学を中心として22年間教鞭を取った。

英知大学在籍中の1985（昭和60）年から1986（昭和61）年まで、サバティカル（研修専念期間）を得て「世界平和巡礼」を試み、ベルギーのルーバン大学や非暴力の哲学と実践を教化・促進するガンディ研究所等を拠点に1年間、世界各地の国際機関、大学、研究所、難民キャンプ、紛争地帯等を巡った。この時の体験を通じて発心し、1987（昭和62）年に大学を退き、平和研究や平和運動に専心するようになった。以後は、カトリック教会の戦争責任、私的所有権の不条理性、南北問題、奴隷貿易と資本主義の興隆におけるカトリック教会の関与と責任等々について研究し、教会内外へ問題提起を続けてきた。

5 原告の信仰と信条

すでに述べたところから明らかなように、原告は人間関係においても思想的

¹ カトリック教で司祭を尊んでよぶことば。

² カトリック教で司教の次位の職

にも、国家神道や被告靖國神社とは全く関わりがない。被告靖國神社の祭神とされている父も死ぬまで敬虔なキリスト教徒であり、死後同神社に祀られることなど望んでも、考えてもいなかった。

原告は、被告靖國神社が特定の数百万人の「人」を「神」として祀っていること、「全ての戦争を自存自衛のもの」と唱導していることから、同神社は反人道主義・反平和主義の宗教装置であって、自己の信条にも信仰にも反するものと理解している。同神社が父を祭神として祀っていることを許せない。

原告の父は、家族に深い愛情を持ちながらも、社会に貢献するため仕事を優先させるという姿勢の人物であった。「神様のお役に立つように。」と言い遺した言葉は、以後の原告の生き方に決定的な影響を与えた。父の生き方の支えとなった主キリストの教えを全うし、司祭になりその務めを果たすことを我が道と思って生きてきたのは、原告にとっては父の遺志を継ぐという意味でもあった。原告が父を憶う気持ちは強い。

キリスト教の「十戒」における第一戒は、「私はあなたの主である神である。私のほかに神があってはならない。」というものである。キリスト教徒である原告としては、そもそも主である神の他に（靖國の神などの）神の存在を認めることが受け入れられないのである。

また第五戒は「殺してはならない。」である。これは宗教や国家を超えた人類普遍の法理または価値である。これに対し被告靖國神社は、殺し合いに他ならない戦争で命を落とした軍人軍属を、故人あるいは遺族の意思に関係なく「英霊」と讃えるために創建された施設である。肉親の戦没によって必然的に沸き起こる国民の為政者に対する恨みと批判を昇華し、国民を将来の戦争に精神的に動員するための機関として、1945（昭和20）年の敗戦に至るまでは国費で維持されていた施設である。その創建の経緯と基本思想は、原告の信じるキリスト教の信仰と相容れない。原告は、そのような被告靖國神社に父が合祀されていることを認めることができないのである。

また、キリスト教徒という立場を離れてみても、若くして家族を残して死亡した父の無念や、父死後の辛苦に満ちた生活を振り返ってみて、そうした苦い思いの原因がすべて戦争にあることに思い至らざるを得ないのであり、被告靖國神社に父が護国の神として祀られ、慰霊顕彰されていることを原告は受け入れることができない。

6 合祀取消を求め、被告靖國神社と交渉

こうした理由から原告は、父の合祀の事実を知って直ちに、被告靖國神社との間で父の合祀に関しての質疑や、合祀取消の要請を繰り返してきた（甲D2～12）。

原告はまず、「日本国憲法」下において、戦没者本人や遺族の申請や承諾がないにもかかわらず、被告靖國神社が父を合祀する法的根拠について尋ねた（甲D2～7の各1）。

これに対する被告靖國神社の回答は、宗教法人法のもとに認証された同神社規則が、明治天皇の宣告した「安國」の聖旨に基いて、国事に殉じた人々を奉斎し、神道の祭祀を行い、同神社を信奉する祭神の遺族その他の崇敬者を教化育成すること等を目的としているから、というものであった（甲D3の2等）。

それ以外にも原告は、合祀が「宗教行為」であるかどうかや、「亡父の氏名を記載している文書の種類」、「亡父戦没の事実の入手手順」等を尋ねており、その往復文書の数、原告からの書簡が17通、靖國神社からの返信が11通、往復計28通に及ぶ。

2006（平成18）年7月7日には、原告は事前に申し入れた上で、被告靖國神社を訪れ口頭及び書面で、「亡父の氏名を霊璽簿、祭神簿、祭神名票、他、貴靖國神社の一切の文書から抹消すること」を求めた（甲D11の3）。

これに対する回答はそれまでと同様、被告靖國神社は明治天皇の「安國」の聖旨に基づいて国事に殉じた人々を奉じることが目的としており、その対象者

の信仰にかかわらず等しく祀ってきており、遺族各自の信仰に基づく祭祀に干渉しようとするものではないので、原告の「申し入れ」には応じられないというものであった（甲D12の2）。

7 合祀は重大な人格権侵害

被告靖國神社が原告の父の無断合祀を正当化している最大の理屈は、明治天皇の「安國」の聖旨である。しかし、その理屈で無断合祀が許されるのは、「大日本帝国憲法」が有効だった時代に限られる。「主権在民」「基本的人権」「平和主義」を原理とする「日本国憲法」下では、明治天皇の聖旨を持ち出して遺族の意思に反した戦没者合祀を正当化することはできない。

被告靖國神社は、その規則において「本神社を信奉する祭神の遺族その他の崇敬者を教化育成し …」としているが、同規定は被告靖國神社の信者ではない原告（および原告の兄弟）や原告の父には何の関係もなく、原告らに対しては何らの拘束力も持たない。

原告の父は被告靖國神社に合祀されるべき戦没者だとされているようであるが、当人も遺族である家族も、靖國神社を信奉もしていなければ、その崇敬者でもない。同神社の祭神とされることを望んでいないことはもとより、その「神観」「国家観」「歴史観」等とは対極の信仰・信条・思想等を持って生きる者である。

それにもかかわらず、被告靖國神社が信教の自由、祀る自由の行使だとして、まったく対極の信仰・信条を持つ者を勝手に父を祭神として慰霊顕彰し、その遺族である原告を勝手に信奉者または崇敬者と扱うことが許されるものではない。このような靖國神社の行為は、同神社自身の信教の自由、祀る自由の行使を楯にとった、原告に一方的に我慢を強いるものである。原告の信仰・信条という「自己存在の究極的意義付け」に関する基本的人権を侵害するばかりか、共通の信仰に生きる幸せを感じつつ父を敬愛し追慕する原告の気持ちを傷つけ、

人格の根底を損なうものである。

以 上